

## 平成20年度第3回市民参加及び協働推進市民懇談会会議録

日 時 平成20年7月28日(月) 午後7時～8時45分  
場 所 市長公室

### 出席者

#### 市民懇談会委員

長島委員長 川原副委員長 荒田委員 岩田委員 小淵委員 倉原委員 小寺委員  
横田委員

#### 事務局<協働推進課>

浅野課長 山岸副課長 林

#### 傍聴者なし

内 容
1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 内 容 自治基本条例の見直しについて (1) 第1回(5/13) 第2回(6/17)市民懇談会の意見内容について ・2回の会議内容を条例の章立てに合わせてまとめた資料をもとに、事務局から内容の報告をした。  委 員： 全国40自治体の条例をみたところ条項の平均数は28項目あり、富士見市は平均的な構成となっているので、解説書などで市民にやさしく説明していくことがポイントではないか。 委 員： 前回意見として発言した市民提案・発議、運用、市民参加の範囲などは、市民参加条例から出てくる考えであり、自治基本条例の立場とは違いがあることを理解しているので、今後の課題として捉えている。 委 員： 杉並区の第5条では区民の義務として納税を掲げている。これは具体的で大切なことだが、当市の条例を全体的にみると個別事象を表現するのは適さないように思える。 委 員： 市の憲法であるならば必ずしも条項は多くなくてよいのではないか。将来的には口語体にできないか。 委 員： 条文を具体的表現にすると各施策が進みにくくなる側面もある。解説書で説明がなされているのではないか。

委員： 自治基本条例を市の最高規範としての位置付けと解釈してよいのか。

事務局： 各分野の条例を検討するときは、自治基本条例に流れている精神を汲み取って大事にしていくべきものである。

委員： 推進状況の検証については運用上で解釈していく、とあるが、市や市民の組織だけでなく、チェック機関として学識経験者など第3者が入る必要があるのではないかと。規則や指針などの運用上でどう解釈していくのか。

事務局： 足りない視点については、自治基本条例にもとづいて策定された市民参加手続規則、審議会等の設置運営に関する指針、自治基本条例の解説書に盛り込んでいくことが方法論として考えられる。これらの策定時に当市民懇談会は参加していなかったと思われるので、今回その部分も含めて考えてよいのではないかと。チェック機関としては当市民懇談会があたるものだが、諮問・答申の形式としている審議会ではなく、自由に意見交換できるような懇談会という形式をとっている。懇談会に学識経験者を置くことについては、要綱改正により専門委員を置くという方法論として考えられる。

委員： 各々の分野の施策を策定する際に条例に基づいた市民参加の状況はどうか。

事務局： 各々の分野で公募市民の入った審議会等により施策の立案時から市民参加を行い、策定に際してはパブリックコメントを行っている。

## (2) 市民懇談会意見についての庁内委員会の見解と庁内委員会の意見内容

・資料をもとに事務局から概要説明した。また、庁内委員会の考えとしては、条例施行後4年しか経過していない現時点では、条例改正してまで対応する案件は見当たらず、規則改正や解説書を充実させる方法で対応していく方向性である。

委員： 第7条「市民の責務」では、市民の不参加の権利もあると思うので「努めるものとする」という表現でよいのではないかと。第27条「条例の見直し」では、市長が主語となっているが、市長が不在のときの対応と、市が主語となっている自治体との違いは。

事務局： 庁内委員会でも「市の責務」の「努めなければならない」の表現とは別にして「努めるものとする」のままで良しとしている。市長が不在の場合は職務代理者があたる。市長は市の執行の総責任者として条例の見直しにあたるものとしている。

委員： 当条例は「市民参加・協働」がポイントだが、みんなで一緒にやらないかという呼びかけや思い入れが希薄ではないかと。協働という理念だけでなく、活動拠点などの具体的支援があってもいいのではないかと。

委員： 市民参加・協働のまちづくりの精神は受益者負担という考えではないかと。協働の趣旨を市民に充分理解してもらうことが第一である。

事務局： 自治基本条例はまだ新しい概念で、基本理念を市民にどう浸透させていくかが課題となっている。自分たちの住むまちが豊かになるよう市民の知

恵と力を生かし、市民と市が協働していく意識を広めることが大事である。  
委員： 公益通報（内部告発）危機管理についての条項を入れている自治体もある。

委員長： 今回のまとめとしては、条例の改正は行わず、規則、指針、解説書を市民にわかりやすく馴染みやすいものに見直す方向とする。

### （３）今後の進め方について

予定では10月に提言書を市長に提出することとしている。提言書の内容としては、市民懇談会の4年間の取組み 条例見直し後の結果として、条例改正はせず規則、指針の改正と解説書の充実を図ること 今後に向けた課題及びまとめという3本構成を念頭に、正・副委員長と事務局でたたき台を作成し、全委員に協議していただく進め方でよいか諮ったところ了承を得た。次回会議の前に正・副委員長と事務局で打合せをすることとする。

次回会議の日程... 9月11日（木）午後7時から 市長公室

## 4. 閉会 副委員長